

## 大和市教育委員会の後援名義に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う後援名義の使用承認（以下「後援」という。）に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 後援の対象となる団体は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 団体の代表者が原則として県内に在住し、又は在勤しており、その所在及び身分が明らかであること。
- (2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体その他の宗教的な団体でないこと。
- (3) 義務教育又は社会教育向上に寄与すると認められる団体であること。

2 後援の対象となる事業は、前項の団体が実施する教育関係事業で、かつ、本市教育行政の推進のうえで必要と認められるものであって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体若しくは宗教若しくは宗教団体その他の宗教的な団体を支持し、又はそれらの活動に関係するものでないこと。
- (2) 事業の目的が教育、学術、文化等の向上発展に寄与するものであること。
- (3) 営利目的でないもので、かつ、義務教育又は社会教育向上に寄与するものであること。
- (4) 原則として入場料が無料であること。ただし、会費程度の徴収で、利益が生じない場合は、この限りではない。
- (5) 対象を特定の地域の住民、同好者等に限定するものでないこと。

### (申請)

第3条 後援を受けようとする団体の代表者は、事業を実施しようとする30日前までに、後援名義申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、必要事項を記載した任意の書式で申請し、並びに必要な事項及び添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収入支出予算書（第3号様式）
- (3) 団体の会則
- (4) 役員名簿

(承認及び条件)

第4条 教育委員会は、申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに次の条件を付して、当該団体の代表者に後援名義使用承認書（第4号様式）を交付するものとする。

(1) 事業計画に変更の生じた場合は、速やかに届け出ること。

(2) 申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があった場合又は教育委員会が必要と認めた場合は、承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害について、教育委員会は一切責任を負わない。

(実績報告)

第5条 当該団体の代表者は、事業終了後、速やかに次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 事業実績報告書（第5号様式）

(2) 事業収支決算書（第6号様式）

附 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 後援（名義）の基準について（内規）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月8日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月12日から施行する。